

**本意匠及び関連意匠に係る意匠権の侵害並びに  
その損害の額の推定について**

弁護士法人関西法律特許事務所  
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一  
弁護士 佐合 俊彦

東京地判平成27年2月26日（平成24年（ワ）第33752号）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本研究では、本意匠及び関連意匠に係る意匠権の侵害が問題となった判決において、侵害が認められる場合の損害の額の推定につき取り上げる。

## 第1. 事案の概要と判決の要旨

### 1. 事案の概要

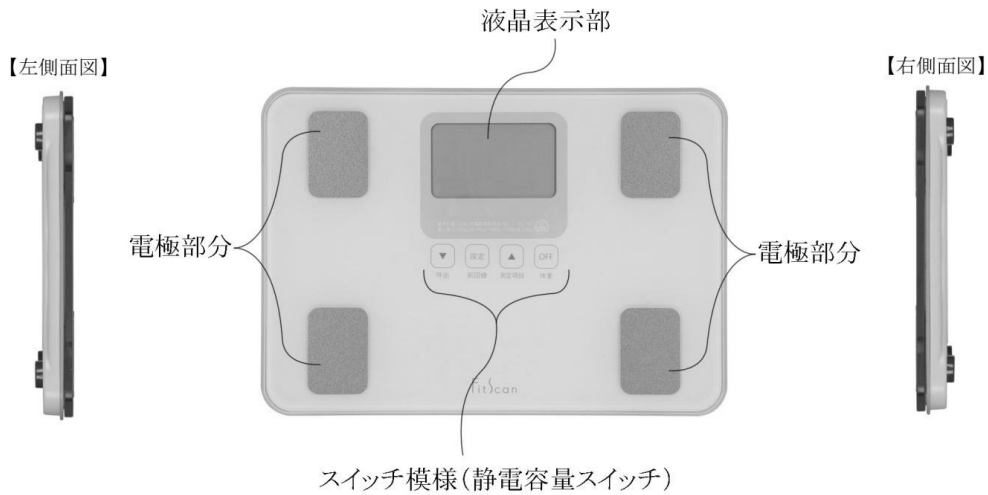
意匠に係る物品を「体重測定機付体組成測定器」とする意匠権を有する原告が、被告による体組成計の生産等が原告の意匠権を侵害すると主張して、被告に対し、体組成計の生産等の差止め及びその廃棄を求めるとともに、損害賠償を求めた事案である。

【被告製品】

【平面図】



【正面図】



【底面図】



【背面図】



【斜視図】



- (1) 被告製品の生産等は本件意匠権1（本意匠）、同2（関連意匠）を侵害するか（具体的には本件意匠1、同2と被告意匠の類否）

ア 原告の主張

体組成計の需要者、取引者は、体組成計を購入し使用する際に本体正面を注視するが、本体側面については全体が薄いという点を着目するとどまりその具体的な形状に着目することはなく、本体裏面に着目することもない。本件意匠1の出願時において、本件意匠1が採用する電極部分の形状、液晶表示窓の形状及びそれらの位置関係等を採用した意